

「日本手の外科学会雑誌」投稿規定

- 1) 本誌は投稿論文（学術集会発表論文，自由投稿論文），依頼論文などを掲載し，年6回発刊する。
- 2) 投稿論文の著者（共著者）は，本会会員であることを要し，**著者全員の署名を必要とする**。
- 3) 投稿論文は未発表のものであることを要し，掲載後の再投稿，他誌への転載は編集委員会の許可を要する。

投稿に際しては「**症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針***（外科関連学会協議会；平成16年4月6日）」を遵守すること。

※<http://www.jssoc.or.jp/aboutus/relatedinf/privacy.html>

また，重複または二重掲載やプライバシーに関する患者の権利の保護などについては，医学雑誌編集者国際委員会（International Committee of Medical Journal Editors: ICMJE）の提示する「生物医学雑誌への統一投稿規定（2001年10月改訂版）^{***}」に準じて投稿する。

※※<http://www.ishiyaku.co.jp/magazines/URM.pdf>

- 4) 論文の形式，体裁，枚数，および投稿は下記のとおりとする。
 - a) **形式**：和文論文の場合—ワードプロセッサを用い，A4判用紙に横書き400（20×20）字で作成する。
英文論文の場合—ワードプロセッサを用い，A4判用紙の上下，左右に十分な余白をとってダブルスペースで作成する。
 - b) **体裁**：
 - i) タイトルページは，所定の用紙*を使用し，下記の項目を順序にしたがって記入すること。1)表題，2) key word（5個以内），3)論文分類区分（後記；註①より1個選択），4)別刷希望数，5)著者名，6)所属，7)連絡先（氏名，住所，電話番号・FAX番号）【3，4以外は和英併記】 ※学会ホームページからダウンロードできる
 - ii) 本文は，緒言，材料および方法，結果，考察，結語，文献の順に記載することとし，本文中に施設名などは記載しない。
 - iii) 図・表・写真はA4判用紙にはりつけ，その説明を別紙に記載する。
 - c) **枚数**：タイトルページ，本文，図・表・写真を合わせて35枚以内とする。ただし，症例報告の場合は20枚以内とする。なお，図・表・写真は1枚につき投稿原稿1枚と数える。詳細は15)を参照すること。
 - d) **投稿**：学術集会発表論文は原則として学会発表後3週間以内に事務局（後記）に提出すること。期日に大幅に遅れた場合には，自由投稿論文として受け付けることがある。自由投稿論文は随時，事務局で受け付ける。なお，コピーの部数などは後述の規定により提出すること。
- 5) 論文は，常用漢字，新かなづかい，新医学用語を用い，かつ「整形外科用語集」「手の外科学用語集」に従うこと。数量を示す文字は，cm, ml, l, gなどを使用する。文中の数字はアラビア数字（1, 2, 3, ……）を使い，人名はできるだけカナ書きを避け，原語で記載すること。
例 Heberden 結節， Volkmann 拘縮
- 6) 著者の数は原則として5名以内とする。
- 7) 論文のほか，下記形式で抄録を添えること。
 - a) 和文論文の場合
英文抄録：A4判用紙にダブルスペースで250語以内とする。
（題名は下記を参照のこと。また著者は全著者名を full name で記すこと）
例 A New Sensory Flap for Reconstruction of the Severe Tip Injury:
Unique Flow Neurovascular Island Flap
Masayuki Sawaizumi, Seiichi Ishii, Masamichi Usui

b) 英文論文の場合

和文抄録 : A4 判用紙に題名, 著者名, 所属とは別に 800 字以内とする。

c) 抄録には, 図表, 等式, 構造式の使用は避ける。

- 8) 図および写真は正確, 鮮明なものとし, 図・表および説明文は和文論文であれば英文とする必要はない。(挿入箇所は, 本文原稿の欄外に指定すること。) 図, 表の番号は, 図 1, 図 2..., 表 1, 表 2..., あるいは, Fig.1, Fig.2..., Table 1, Table 2..., などを使用する。
- 9) 学術集会発表論文は, できるだけ学術集会での質疑応答の内容をとり入れて作成する。
- 10) 引用文献は重要なものにとどめ, 本文の最後にアルファベット順に並べる。本文中に見出し番号を入れ, その記載法は次にしたがる。

a) 雑誌

著者名 (姓を先に) : 表題, 誌名, 巻 : ページ, 発刊年。雑誌名の省略は原則として *Index Medicus* の略称にしたがる。主・共著者が 3 名までの場合は全員を記載し, 4 名以上の場合は 4 名以降を「ほか」または「et al.」で省略する。ページは論文の初めと終わりを書く。

例) 三浦隆行, 中村蓼吾, 井上五郎 ほか : 中手骨先天異常の 2 型。日手会誌, 4 : 582-585, 1987.

Linscheid RL, Dobyns JH, Beckenbaugh RD, et al. : Instability patterns of the wrist. *J Hand Surg*, 6 : 682-686, 1983.

b) 単行書

著者名 (姓を先に) : 表題, 編者, 書名, 版, 発行地, 発行者 (社) : 引用ページ, 発刊年。
例) 津下健哉 : 手の外科の実際, 第 6 版。東京, 南江堂 : 441-459, 1985.

Palmer AK : The distal radioulnar joint, In : Lichtman DM, ed. *The Wrist and its Disorders*. Philadelphia, WB Saunders Co : 220-231, 1988.

c) 英文論文の場合, 文献に引用する日本語論文は, 表題を英訳し, 雑誌名は所定の欧文略記法があればそれを用いる。なければローマ字で書き, 次に () して英訳名をいれ, 末尾に (Japanese) とする。

- 11) 和文論文の英文抄録, および英文論文は, できるだけ英語を母国語とする人による校正を受けてから提出する。著者が希望した場合または査読委員からの要請があった場合は, 事務局から英文校正の専門家に依頼するが, その際の実費は著者が負担する。
- 12) 初校は著者が行い, 定められた期限までに書留便で返送する。なお, 校正は, 誤字脱字等の修正だけで, 新たな加筆, 改編は認めない。
- 13) 論文の採否については, 評議員で構成される査読委員による査読後, 編集委員会においてこれを決定する。なお, 編集委員会は, 論文中の用語, 字句, 表現などにつき著者の承諾を得ることなしに修正することがある。
- 14) 投稿論文は当事務局へ到着した日を受付日, 採用が決定した日を受理日とする。
- 15) 掲載料は学術集会発表論文の場合, 本文, 図・表・写真を含めて 4 頁以内は 17000 円 (原稿用紙では約 16 枚) とし, これを超えるものは実費負担とする。ただし, 図・表・写真は, 4 個まで無料とするが, これを超えるものは実費負担とする。自由投稿論文では 10 頁以内は 1 頁につき 7000 円とし, これを超えるものは実費負担とする。ただし図・表・写真は実費負担とする。また他の手の外科関連学会の抄録などは 1 頁につき 7000 円とする。

参考

- ・表は 1 表を 1 個と数える。
- ・複数の図・写真を組合わせて 1 個の図・写真とする場合は, 各図・写真の左下に A,B,C の記号をロットリング, インスタントレタリングなどで記入した上で合成する。
(組合せ写真になっていない場合はそれぞれを 1 個と数える)
- ・1 個の図・写真・表の大きさは B5 判用紙におさまる程度とする。
- ・鉛筆下書きの図はトレース料として実費を徴収する。

16) 別刷は30部までは無料とし、30部を超える場合は実費を徴収する。別刷は掲載料納入後に送付する。

17) 事務局 日本手の外科学会事務局
〒468-0063 名古屋市天白区音聞山 1013
有限会社ヒズ・ブレイン内
Tel. 052-836-3511, Fax. 052-836-3510

提出するもの

	学会発表論文	自由投稿論文
投稿確認書	○	○
タイトルページ①	○	○
同上コピー	3部	4部
タイトルページ② (著者全員の署名のあるもの)	○	○
同上コピー	2部	3部
本文, 抄録, 文献, 図表の説明など	○	○
同上コピー	3部	4部
上記のテキストデータ (フロッピーまたはCD, MO など)	○	○
図表 (写真についてはコピーは不可, データの場合には鮮明なプリントアウトが必要)	4部	5部
英文校閲証明 (事務局から依頼する場合には不要)	▲	▲

註①; 論文分類区分

A. 基礎的研究

- A-1 発生
- A-2 組織・解剖
- A-3 バイオメカニクス
- A-4 筋・腱
- A-5 神経
- A-6 血管
- A-7 骨
- A-8 関節
- A-9 皮膚
- A-10 その他

B. 臨床研究

- B-1 先天異常
- B-2 外傷・熱傷・凍傷
- B-3 骨折・脱臼・靭帯損傷
- B-4 筋・腱損傷
- B-5 神経損傷・血管損傷
- B-6 絞扼性神経障害
- B-7 瘻性麻痺
- B-8 スポーツ損傷・障害
- B-9 化膿性疾患・リウマチ
- B-10 無腐性骨壊死
- B-11 退行性疾患
- B-12 腫瘍
- B-13 拘縮
- B-14 リハビリテーション
- B-15 手術手技一般
- B-16 機能再建術
- B-17 マイクロサージャリー
- B-18 関節鏡
- B-19 画像診断
- B-20 その他

平成16年1月12日一部改訂

平成17年4月20日一部改訂

平成17年7月30日一部改訂

平成19年7月29日一部改訂

「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における 患者プライバシー保護に関する指針」

医療を実施するに際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。医学論文あるいは学会・研究会において発表される症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

以下は外科関連学会協議会において採択された、症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表における患者プライバシー保護に関する指針である。

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。
但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする。（神奈川県、横浜市など）
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。
但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身(または遺族か代理人、小児では保護者)から得るか、倫理委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)(平成13年3月29日)による規定を遵守する。

平成16年4月6日 外科関連学会協議会